ア　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

イ　上記２⑺に掲げる競争参加資格要件を申請書等提出時において満たせない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該要件を満たしていなければならない。

⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideaki Toyoshima, Superintendent, Tokyo Regional Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Nishiya Tunnel.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by mail : 5 : 00 p.m. 10 December 2009 (application forms and relevant documents for the qualification brought with 4 : 00 p.m. 10 December 2009)

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 a.m. 1 February 2010 (tenders submitted by mail 12 : 00 a.m. 1 February 2010)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tokyo Regional Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency 2―11―1, shibakoen, Minato-ku, Tokyo 105―0011 TEL 03―5403―8732

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

硫黄島㉑燃料配管整備等機械その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成21年11月４日

支出負担行為担当官

北関東防衛局長　池部　　衛

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11

１　工事名　硫黄島㉑燃料配管整備等機械その他工事

２　工事場所　東京都小笠原村

３　工事概要

⑴１　航空燃料配管工事

配管新設及び既設配管撤去

圧力配管用炭素鋼鋼管

（150Ａ　約3,200m、200Ａ　約3,200m）

フィルタセパレーター　５基更新

２　発電機更新工事

発電機（1000ＫＶＡ）１基及び附属冷却塔４台

３　電話交換機換装及び構内線路整備工事

４　既設通信局舎の鉄塔の建替に係る建築、電気設備及び通信工事

工期　平成23年３月31日まで

４　競争参加資格申請書の交付

⑴　交付期間　平成21年11月４日から平成22年１月13日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時、平成22年１月13日は午後５時まで。紙による交付は午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記の通り。

〒330―9721 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　北関東防衛局総務部契約課契約審査第二係　電話048―600―1800（内線2443）

⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

５　申請書の提出

⑴　提出期間　平成21年11月４日から同年11月24日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成21年11月24日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時。

⑵　提出場所　上記４⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（提出期間内必着。）により提出すること。

ア　平成21・22年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　工事経歴書（下記６⑵アの基準を満足する工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成21年11月24日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

６　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から管工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した管工事に係る資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数が代表者は1,100点、代表者以外の構成員は870点以上であること。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、北関東防衛局長（旧東京防衛施設局長を含む。）から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。６．８．31）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成６年度以降に元請けとして、航空燃料配管工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事で平成13年12月25日以降完成したものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（通知）」（施本建第220号（ＣＣＰ）。13．12．19）に基づく施工成績評定通知書又は「工事成績評定要領について（通知）」（経施第4404号。21．３．31）に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

イ　建設業法の管工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　管工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、管工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。